

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三

1 級	2 級
1 両眼の視力の和が0.04以下のもの	1 両眼の視力の和が0.08以下のもの
2 両耳の聴カレベルが100デシベル以上のもの	2 両耳の聴カレベルが90デシベル以上のもの
3 両上肢の機能に著しい障がい有するもの	3 平衡機能に著しい障がい有するもの
4 両上肢すべての指を欠くもの	4 そしゃくの機能を欠くもの
5 両上肢すべての指の機能に著しい障がい有するもの	5 音声又は言語機能に著しい障がい有するもの
6 両下肢の機能に著しい障がい有するもの	6 両上肢のおや指及びひとさし指、または中指を欠くもの
7 両下肢を足関節以上で欠くもの	7 両上肢のおや指及びひとさし指、または中指の機能に著しい障がい有するもの
8 体幹の機能に座っていることができない程度、または立ち上がることができない程度の障がい有するもの	8 一上肢の機能に著しい障がい有するもの
9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい、または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	9 一上肢のすべての指を欠くもの
10 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	10 一上肢のすべての指の機能に著しい障がい有するもの
11 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	11 両下肢のすべての指を欠くもの
	12 一下肢の機能に著しい障がい有するもの
	13 一下肢を足関節以上で欠くもの
	14 体幹の機能に歩くことができない程度の障がい有するもの
	15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい、または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17 身体の機能の障がい若しくは病状、または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

〔備考〕
視力の測定は、万国試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。